### 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住 その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に 定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを 除く。
- 2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等 に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものと する。

(基本指針)

- 第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する ための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
  - 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
  - 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

- 第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、 基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。) を定めることができる。
- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に 関する対策に関する基本的な方針
  - 二 計画期間
  - 三 空家等の調査に関する事項
  - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
  - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進 に関する事項
  - 六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。) その他の特定空家等への対処に関する事項
  - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
  - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
  - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表 しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

- 第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 (都道府県による援助)
- 第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。 (立入調査等)
- 第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を 把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことが できる。
- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることがで

きる。

- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所 に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通 知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、 この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては ならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

- 第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているものの うち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する 目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するもの について、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要 な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は 賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適 切に管理されているものに限る。)を除く。以下第十三条までにおいて同じ。)に関するデ ータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずる よう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、 立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば

- 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の 猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に 規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交

通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

- 第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の 適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、 地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の 措置を講ずるものとする。

(過料)

- 第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。
- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の 過料に処する。

附則

(施行期日)

(検討)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案 し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づい て所要の措置を講ずるものとする。

### 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針 (ガイドライン)

### 【目次】

### はじめに

### 第1章 空家等に対する対応

- 1. 法に定義される「空家等」及び「特定空家等」
- 2. 具体の事案に対する措置の検討
  - (1)「特定空家等」と認められる空家等に対して法の規定を適用した場合の効果等
  - (2) 行政の関与の要否の判断
  - (3) 他の法令等に基づく諸制度との関係
- 3. 所有者等の特定

### 第2章 「特定空家等に対する措置」を講ずるに際して参考となる事項

- (1)「特定空家等」の判断の参考となる基準
- (2) 周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か
- (3) 悪影響の程度と危険等の切迫性

### 第3章 特定空家等に対する措置

- 1. 適切な管理が行われていない空家等の所有者等の事情の把握
- 2. 「特定空家等に対する措置」の事前準備
  - (1) 立入調査(法第9条第2項~第5項)
  - (2) データベース(台帳等)の整備と関係部局への情報提供
  - (3) 特定空家等に関係する権利者との調整
- 3. 特定空家等の所有者等への助言又は指導(法第14条第1項)
  - (1) 特定空家等の所有者等への告知
  - (2) 措置の内容等の検討
- 4. 特定空家等の所有者等への勧告(法第14条第2項)
  - (1) 勧告の実施
  - (2) 関係部局への情報提供
- 5. 特定空家等の所有者等への命令(法第14条第3項~第8項)
  - (1) 所有者等への事前の通知(法第14条第4項)
  - (2) 所有者等による公開による意見聴取の請求(法第14条第5項)
  - (3) 公開による意見の聴取(法第14条第6項~第8項)
  - (4) 命令の実施
  - (5)標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法による公示(法第 14 条第 11 項・第 12 項)
- 6. 特定空家等に係る代執行(法第14条第9項)
  - (1) 実体的要件の明確化
  - (2) 手続的要件(行政代執行法第3条~第6条)
  - (3) 非常の場合又は危険切迫の場合(行政代執行法第3条第3項)
  - (4) 執行責任者の証票の携帯及び呈示(行政代執行法第4条)
  - (5) 代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い
  - (6)費用の徴収(行政代執行法第5条・第6条)
- 7. 過失なく措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合(法第14条第10項)
  - (1)「過失がなくて」「確知することができない」場合
  - (2) 事前の公告(法第14条第10項)
  - (3) 代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い
  - (4)費用の徴収
- 8. 必要な措置が講じられた場合の対応
- [別紙1]「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否 かの判断に際して参考となる基準
- [別紙2]「そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準
- [別紙3]「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であるか 否かの判断に際して参考となる基準
- [別紙4]「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

### はじめに

平成 26 年 11 月 27 日に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成 26 年法律第127 号。以下「法」という。)においては、空家等の所有者又は管理者(以 下「所有者等」という。)が、空家等の適切な管理について第一義的な責任を有するこ とを前提としつつ、法第4条において、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空家 等の状況を把握することが可能な立場にある市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、 地域の実情に応じた空家等に関する対策の実施主体として位置付けられている。法に基 づく空家等対策の基本的な考え方については、「空家等に関する施策を総合的かつ計画 的に実施するための基本的な指針」(平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示 第1号。以下「基本指針」という。)により示されたところである。法に基づく空家等 対策のうち、特に、法第2条第2項に定義される「特定空家等」については、法第 14 条各項において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が当該「特定空家等」 の所有者等に対して講ずることができる措置が規定されている。市町村長は、周辺の生 活環境の保全を図るために必要があると認められるときは、速やかに「特定空家等」の 所有者等に対し、適切な措置を講ずべきである。他方、これらの措置については、強い 公権力の行使を伴う行為が含まれることから、その措置に係る手続についての透明性及 び適正性の確保が求められるところである。

以上を踏まえ、法第 14 条第 14 項の規定に基づき、「特定空家等に対する措置に関し、 その適切な実施を図るために必要な指針」(以下「ガイドライン」という。)を定めるも のである。

本ガイドラインは、市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続について、参考となる一般的な考え方を示すものである。したがって、各市町村において地域の実情を反映しつつ、適宜固有の判断基準を定めること等により「特定空家等」に対応することが適当である。また、措置に係る手続については、必要に応じて、手続を付加することや法令等に抵触しない範囲で手続を省略することを妨げるものではない。なお、法第14条第1項及び第2項に基づく「特定空家等」に対する助言・指導及び勧告については、本ガイドラインにおいては行政手続法(平成5年法律第88号)上の関連規定を示しているところ、同法第3条第3項により市町村が行う行政指導については同法第4章の規定が適用除外とされていることから、実務的には本ガイドラインを参考としつつ、各市町村が定める行政手続条例等によることとなる。

また、本ガイドラインは、今後、法に基づく措置の事例等の知見の集積を踏まえ、適 宜見直される場合があることを申し添える。

### 第1章 空家等に対する対応

### 1. 法に定義される「空家等」及び「特定空家等」

「空家等」の定義の解釈は、「基本指針」一3 (1) に示すとおりである。「特定空家等」は、この「空家等」のうち、法第2条第2項において示すとおり、以下の状態にあると認められる「空家等」と定義されている。

- (4) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (ロ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (ハ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (二) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

### 2. 具体の事案に対する措置の検討

(1)「特定空家等」と認められる空家等に対して法の規定を適用した場合の効果等 適切な管理が行われていない空家等のうち、法第2条第2項に定める「特定空家等」 と認められるものに対して、法の規定を適用した場合の効果等について概略を整理す る。

### イ 「特定空家等に対する措置」の概要

市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導(法第14条第1項)、勧告(同条第2項)及び命令(同条第3項)することができるとともに、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、当該措置を自らし、又は第三者をしてこれをさせることができる(同条第9項)。

また、市町村長は、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる(同条第10項、いわゆる略式代執行)。

### ロ 「特定空家等に対する措置」の手順

法に定める「特定空家等」として、法の規定を適用する場合は、法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令の手続を、順を経て行う必要がある。緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、法により対応しようとするのであれば同様である。これは、「特定空家等」の定義が「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある…と認められる空家等をいう」とされるなど、将来の蓋然性を考慮した判断内容を含み、かつ、その判断に裁量の余地がある一方で、その措置については財産権の制約を伴う行為が含まれることから、当該「特定空家等」の所有者等に対し、助言・指導といった働きかけによる行政指導の段階を経て、不利益処分である命令へと移行することにより、慎重な手続を踏む趣旨である。

なお、法と趣旨・目的が同様の各市町村における空家等の適正管理に関する条例において、適切な管理が行われていない空家等に対する措置として、助言又は指導、勧告、命令の三段階ではなく、例えば助言又は指導、勧告を前置せずに命令を行うことを規定している場合、上記のように慎重な手続を踏むこととした法の趣旨に反することとなるため、当該条例の命令に関する規定は無効となると解される。

### ハ 固定資産税等の住宅用地特例に関する措置

「特定空家等」に該当する家屋に係る敷地が、固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の対象であって、法第14条第2項に基づき、市町村長が当該「特定空家等」の

所有者等に対して除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 349 条の3の2第1項等の規定に基づき、当該「特定空家等」に係る敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外される。

### (2) 行政の関与の要否の判断

市町村の区域内の空家等に係る実態調査や、地域住民からの相談・通報等により、 適切な管理が行われていない空家等に係る具体の事案を把握した場合、まず、当該空 家等の状態やその周辺の生活環境への悪影響の程度等を勘案し、私有財産たる当該空 家等に対する措置について、行政が関与すべき事案かどうか、その規制手段に必要性 及び合理性があるかどうかを判断する必要がある。

### (3) 他の法令等に基づく諸制度との関係

空家等に係る具体の事案に対し、行政が関与すべき事案であると判断された場合、どのような根拠に基づき、どのような措置を講ずべきかを検討する必要がある。適切な管理が行われていない空家等に対しては、法に限らず、他法令により各法令の目的に沿って必要な措置が講じられる場合が考えられる。例えば、現に著しく保安上危険な既存不適格建築物に対する建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく措置や、火災予防の観点からの消防法(昭和23年法律第186号)に基づく措置のほか、立木等が道路に倒壊した場合に道路交通の支障を排除する観点からの道路法(昭和27年法律第180号)に基づく措置、災害における障害物の除去の観点からの災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく措置などである。状況によっては、措置の対象物ごとに異なる諸制度を組み合わせて適用することも考えられる。各法令により、目的、講ずることができる措置の対象及び内容、実施主体等が異なることから、措置の対象となる空家等について、その物的状態や悪影響の程度、危険等の切迫性等を総合的に判断し、手段を選択する必要がある。

### 3. 所有者等の特定

空家等の所有者等の特定方法としては、従来より、不動産登記簿情報による登記名義 人の確認、住民票情報や戸籍謄本等による登記名義人や相続人の存否及び所在の確認等 と併せ、地域住民への聞き取り調査等が行われているところである。

これらに加え、法第 10 条により、市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、法の施行のために必要な限度において内部利用できる(同条第 1 項)(特別区においては、区長からの提供の求めに応じて、都知事が当該情報の提供を行う(同条第 2 項))ほか、関係する地方公共団体の長等に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる(同条第 3 項)こととされたことから、市町村長は、所有者等の特定に当たって、これらの規定を適宜活用することが考えられる。なお、法第 10 条に定める市町村長が内部利用等できる情報のうち、固定資産課税台帳

に記載された情報の内部利用等の取扱いについては、「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」(平成27年2月26日付け国住備第943号・総行地第25号)を参照されたい。

### 第2章 「特定空家等に対する措置」を講ずるに際して参考となる事項

「特定空家等に対する措置」を講ずるに際しては、空家等の物的状態が第1章1.の $(4)\sim(1)$ の各状態であるか否かを判断するとともに、当該空家等がもたらす周辺への悪影響の程度等について考慮する必要がある。

また、「特定空家等」は将来の蓋然性を含む概念であり、必ずしも定量的な基準により一律に判断することはなじまない。「特定空家等に対する措置」を講ずるか否かについては、下記(1)を参考に「特定空家等」と認められる空家等に関し、下記(2)及び(3)に示す事項を勘案して、総合的に判断されるべきものである。なお、その際、法第7条に基づく協議会等において学識経験者等の意見を聞くことも考えられる。

### (1)「特定空家等」の判断の参考となる基準

空家等の物的状態が第1章1.  $o(4) \sim (3)$  の各状態であるか否かの判断に際して参考となる基準について、〔別紙1〕  $\sim$  〔別紙4〕に示す。

なお、第1章1. $\sigma(4)$ 又は( $\sigma$ )の「おそれのある状態」については、そのまま放置した場合の悪影響が社会通念上予見可能な状態を指すものであって、実現性に乏しい可能性まで含む概念ではないことに留意されたい。また、第1章1. $\sigma(4)$  ( $\sigma$ )に示す状態は、例えば外壁が腐朽して脱落することにより保安上危険となるおそれのある空家等が地域の良好な景観を阻害している場合のように、一件の「特定空家等」について複数の状態が認められることもあり得る。

### (2) 周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か

「特定空家等」が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響の範囲内に、周辺の建築物や通行人等が存在し、又は通行し得て被害を受ける状況にあるか否か等により判断する。その際の判断基準は一律とする必要はなく、当該空家等の立地環境等地域の特性に応じて、悪影響が及ぶ範囲を適宜判断することとなる。例えば、倒壊のおそれのある空家等が狭小な敷地の密集市街地に位置している場合や通行量の多い主要な道路の沿道に位置している場合等は、倒壊した場合に隣接する建築物や通行人等に被害が及びやすく、「特定空家等」として措置を講ずる必要性が高くなることが考えられる。

### (3) 悪影響の程度と危険等の切迫性

「特定空家等」が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響が周辺の建築物や通行人等にも及ぶと判断された場合に、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、またもたらされる危険等について切迫性が高いか否か等により判断する。その際の判断基準は一律とする必要はなく、気候条件

等地域の実情に応じて、悪影響の程度や危険等の切迫性を適宜判断することとなる。 例えば、樹木が繁茂し景観を阻害している空家等が、景観保全に係るルールが定められている地区内に位置する場合や、老朽化した空家等が、大雪や台風等の影響を受けやすい地域に位置する場合等は、「特定空家等」として措置を講ずる必要性が高くなることが考えられる。

### 第3章 特定空家等に対する措置

「特定空家等に対する措置」は、行政指導である助言又は指導(法第 14 条第 1 項)及び勧告(同条第 2 項)、不利益処分である命令(同条第 3 項)、代執行(同条第 9 項)、過失がなくて必要な措置を命ぜられるべき者を確知することができないときのいわゆる略式代執行(同条第 10 項)とに大別される。このうち、命令については、行政手続法第 3 章(不利益処分。ただし、同法第 12 条(処分の基準)及び第 14 条(不利益処分の理由の提示)を除く。)の規定を適用除外とし(法第 14 条第 13 項)、法において特例を定めている点に留意されたい(詳述は本章 5 . を参照)。

### 1. 適切な管理が行われていない空家等の所有者等の事情の把握

空家等の所有者等は当該空家等の所在地と異なる場所に居住していることから、自らが所有する空家等の状態を把握していない可能性や、空家等を相続により取得した等の事情により、自らが当該空家等の所有者であることを認識していない可能性等も考えられる。したがって、適切な管理が行われていない空家等について、まずは所有者等に連絡を取り、当該空家等の現状を伝えるとともに、当該空家等に関する今後の改善方策に対する考えのほか、処分や活用等についての意向など、所有者等の主張を含めた事情の把握に努めることが望ましい。その際は、必ずしも書面で行う方法のみによる必要はなく、対面や電話等の通信手段を選択することも考えられる。

上記の事情把握は、必ずしも法第 14 条に基づく法律上の行為として行う必要はなく、例えば所有者等であると考えられる者に対し、事実確認のために連絡を取るなど事実行為として行うことも考えられる。

また、当該空家等が「特定空家等」に該当すると考えられる場合にあっても、直ちに 法第9条第2項に基づく立入調査や法第14条第1項に基づく指導等の手続を開始する のではなく、把握した当該特定空家等の所有者等の事情を勘案し、具体の対応方策を検 討することが考えられる。例えば、

- ・ 所有者等に改善の意思はあるものの、その対処方策が分からない
- ・ 遠隔地に居住しているために、物理的に自ら対策を講ずることができない
- ・ 経済的な対応の余地はあるが、身体的理由等により対応が困難である 等の場合には、状況に応じて、空家等の除却、改修、管理等に関する相談窓口や活用で きる助成制度を紹介すること等により、解決を図ることも考えられる。
- 一方、危険が切迫している等周辺の生活環境の保全を図るために速やかに措置を講ずる必要があると認められる場合は、市町村長は所定の手続を経つつも法第14条の勧告、命令又は代執行に係る措置を迅速に講ずることが考えられる。

### 2. 「特定空家等に対する措置」の事前準備

### (1) 立入調査(法第9条第2項~第5項)

市町村長は、法第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる(法第9条第2項)。この立人調査は、例えば、外見上危険と認められる空家等について措置を講じようとする場合、外観目視による調査では足りず、敷地内に立ち入って状況を観察し、建築物に触れるなどして詳しい状況を調査し、必要に応じて内部に立ち入って柱や梁等の状況を確認する必要がある場合に実施するものである。なお、立入調査は、必要最小限度の範囲で行うべきものである。

また、立入調査結果が、必ずしも法第14条第1項から第3項までの規定による措置に結びつかなくとも、特定空家等に該当する可能性があると認められるか否か、当該空家等に対する措置を講ずる必要があるか否か、あるとすればどのような内容の措置を講ずべきか等を確かめようとすることは、目的が正当なものであるとして許容されるものと解される。一方、当該空家等の敷地内に立ち入らずとも目的を達成し得る場合には、不必要に立入調査を実施することは認められない。

### イ 所有者等に対する事前の通知

市町村長は、空家等と認められる場所に立入調査を行おうとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない(法第9条第3項本文)。この「5日」の期間の計算については、期間の初日は参入しないものと解される。

特に、1.により、空家等の所有者等と連絡が取れなかった場合には、空家等の所有者等は、当該空家等の状況を把握していない可能性があることから、事前の通知に当たって所有者等と連絡が取れた際には、立入調査の根拠のほか、立入調査をしようとするに至った理由等について、十分に説明するよう努めるべきである。また、立入調査を行う際、所有者等の立会いを得ることは、立入調査を円滑に実施することができるとともに、関係者が当該空家等の状況や所有者等の事情等を共有することで、対応方針の早期決定につながることが期待されることから、有用であると考えられる。

一方、所有者等に対し通知することが困難であるときは通知は要しない(法第9条第3項ただし書)。

### ロ 身分を示す証明書の携帯と提示

空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書(参考様式1)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない(法第9条第4項)。

### ハ 留意事項

(4) 法に基づく立入調査は、相手方が立入調査を拒否した場合等の過料が定められ

ている(法第16条第2項)が、相手方の抵抗を排除してまで調査を行う権限を認めるものではない。すなわち、明示的な拒否があった場合に、物理的強制力を行使してまで立入調査をすることはできない。

- (p) 法に基づく立入調査は行政調査であり、「法第 14 条第 1 項から第 3 項までの施行のため」という行政目的の達成のためにのみ認められるものであり、別の目的のために当該立入調査を行うことは認められない。特に、犯罪捜査のために行政調査を行うことは許されず、この点は法第 9 条第 5 項に明示されているところである。
- (n) 空家等は、所有者等の意思を確認することが困難な場合があるところ、倒壊等の危険があるなどの場合に、空家等と認められる場所の門扉が閉じられている等敷地が閉鎖されていることのみをもって敷地内に立ち入れないとなると、法の目的が十分に達成できないおそれがある。また、立入調査を行っても、現に居住や使用がなされている建築物に比してそのプライバシーの侵害の程度は相対的に軽微である。このため、門扉が閉じられている等の場合であっても、物理的強制力の行使により立入調査の対象とする空家等を損壊させるようなことのない範囲内での立入調査は許容され得るものと考えられる。
- (二) 空家等と認められるとして立ち入った結果、建物内に占有者がいる等使用実態があることが判明した場合は、当該建築物は「特定空家等」に該当しないこととなり、それ以降、立入調査を継続することはできない。この場合、占有者等の同意の下で社会通念上相当と認められる範囲で所有者等の確認等(例えば、所有者の確認、当該建築物をどのように使用しているのか等)を行うことは、法第9条第1項の調査として許容されるものと解される。なお、建築物等に立ち入った時点において当該建築物等が「空家等と認められる場所」であった以上、使用実態があることが判明する以前の立入調査は適法な行為である。

### (2) データベース(台帳等)の整備と関係部局への情報提供

法第 11 条に定める空家等に関するデータベースの整備等についての考え方は、「基本指針」 - 4 に示すとおり、「特定空家等」については、その所在地、現況、所有者等の氏名などに加えて、「「特定空家等」に対する措置の内容及びその履歴についても併せて記載する等により、継続的に把握していく必要がある。」とされているところである。

また、特定空家等に対する措置に係る事務を円滑に実施するためには、当該市町村の関係内部部局との連携が不可欠であることから、空家等施策担当部局は、必要に応じて特定空家等に関する情報を関係内部部局に提供し、共有することが望ましい。特に、法第14条第2項に基づき勧告がなされた場合、当該「特定空家等」に係る土地については、固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の対象から除外されることとなるため、少なくとも税務部局(特別区においては都。以下同じ。)に対しては、空家等施策担当部局から常に「特定空家等」に係る最新情報を提供し、税務部局の事務に支障を来すようなことがないようにしなくてはならない。

また、関係内部部局において所有者等の情報を含むデータベースを共有する場合は、 個人情報が漏えいすることのないよう、細心の注意を払う必要がある。

### (3) 特定空家等に関係する権利者との調整

法第14条に基づき「特定空家等に対する措置」を講じようとする「特定空家等」について、その措置の過程で、抵当権等の担保物権や賃貸借契約による賃貸借権が設定されていること等が判明することが考えられる。この場合、同条に基づく「特定空家等に対する措置」は、客観的事情により判断される「特定空家等」に対してなされる措置であるため、命令等の対象となる「特定空家等」に抵当権等が設定されていた場合でも、市町村長が命令等を行うに当たっては、関係する権利者と必ずしも調整を行う必要はなく、基本的には当該抵当権者等と「特定空家等」の所有者等とによる解決に委ねられるものと考えられる。

### 3. 特定空家等の所有者等への助言又は指導(法第14条第1項)

法に基づく「特定空家等」の措置は、当該「特定空家等」の所有者等に対する助言又は指導といった行政指導により、所有者等自らの意思による改善を促すことから始めることとされている。

### (1) 特定空家等の所有者等への告知

### イ 告知すべき事項

助言又は指導に携わる者は、その特定空家等の所有者等に対して、

- ・ 当該助言又は指導の内容及びその事由
- 当該助言又は指導の責任者

を明確に示さなければならない。

また、助言又は指導後の対応として、

- ・ 助言又は指導に係る措置を実施した場合は、遅滞なく当該助言又は指導の責任 者に報告すること
- 助言又は指導をしたにも関わらず、なお当該特定空家等の状態が改善されない と認められるときは、市町村長は勧告を行う可能性があること
- ・ 市町村長が勧告をした場合は、地方税法の規定に基づき、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の対象から除外されること となること

についても、当該特定空家等の所有者等に対してあらかじめ示し、所有者等自らの 改善を促すよう努めるべきである。

助言及び指導は、口頭によることも許容されているが、改善しなかった場合の措 置を明確に示す必要がある場合には、書面で行うことが望ましい。

### ロ 助言又は指導の趣旨及び内容

特定空家等の所有者等は当該特定空家等の状況を把握していない可能性があること等を考慮し、助言又は指導の趣旨を示す際には、根拠規定のみならず、

・ どの建築物等が特定空家等として助言又は指導の対象となっているのか

- ・ 当該特定空家等が現状どのような状態になっているのか
- 周辺の生活環境にどのような悪影響をもたらしているか

等について、分かりやすく示すことが望ましい。

また、助言又は指導できる措置の内容は、当該特定空家等についての除却、修繕、 立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置であるが、その まま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上 有害となるおそれのある状態のいずれでもない特定空家等については、建築物等の 全部を除却する措置を助言又は指導することはできないことに留意されたい(法第 14条第1項括弧書き)。

### (2) 措置の内容等の検討

市町村長の助言又は指導により、その対象となった特定空家等の状態が改善された場合は、助言又は指導の内容は履行されたこととなるが、この場合においても、その履歴を記録しておくべきである。

一方、助言又は指導を受けた特定空家等が改善されないと認められるときは、市町村長は、当該特定空家等の所有者等に対し、繰り返し助言又は指導を行うべきか、必要な措置を勧告すべきかどうか、勧告する場合はどのような措置とするか等について検討する。その際、法第7条に基づく協議会において協議すること等も考えられる。なお、協議会で協議する場合には、協議の過程で当該特定空家等の所有者等に係る個人情報が外部に漏えいすることのないよう、細心の注意を払う必要がある。

### 4. 特定空家等の所有者等への勧告(法第14条第2項)

### (1)勧告の実施

市町村長は、法第14条第1項に基づき助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該特定空家等の所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとることを勧告することができる(同条第2項)。

勧告を行う場合は、その特定空家等の所有者等に対して、

- ・ 当該勧告に係る措置の内容及びその事由
- 当該勧告の責任者

を明確に示さなければならない。

また、勧告を行う際には、

- ・ 勧告に係る措置を実施した場合は、遅滞なく当該勧告の責任者に報告すべきで あること
- ・ 正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合、市町村長は命令 を行う可能性があること
- ・ 地方税法の規定に基づき、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等の いわゆる住宅用地特例の対象から除外されること

についても併せて示すべきである。

勧告は、措置の内容を明確にするとともに、勧告に伴う効果を当該特定空家等の所

有者等に明確に示す観点から、書面(参考様式2)で行うものとする。

また、勧告の送達方法について具体の定めはなく、直接手交、郵送などの方法から 選択することが考えられる。勧告は、相手方に到達することによって効力を生じ、相 手方が現実に受領しなくとも相手方が当該勧告の内容を了知し得るべき場所に送達さ れたら到達したとみなされるため、的確な送達の方法を選択すべきである。郵送の場 合は、より慎重を期す観点から、配達証明郵便又は配達証明かつ内容証明の郵便とす ることが望ましい。

なお、市町村長が特定空家等に対して必要な措置に係る勧告を講ずるに当たり、特定空家等の所有者等が複数存在する場合には、市町村長が確知している当該特定空家等の所有者等全員に対して勧告を行う必要がある。

市町村長による勧告を受けた特定空家等の建物部分とその敷地のいずれかが当該勧告後に売買等された結果として所有者等が変わってしまったとしても、当該勧告は建物部分とその敷地とを切り離すことなく「特定空家等」の所有者等に対して講じられた措置であり、売買等による変更のなかった所有者等に対する効力は引き続き存続することから、建物部分又はその敷地の所有者等のいずれかが当該勧告に係る措置を履行しない限り、当該勧告に伴う効果は継続する。なお、当然のことながら、このような場合において、新たに「特定空家等」の建物部分又はその敷地の所有者等となった者に対し、市町村長はできる限り迅速に、改めて勧告を講ずる必要がある(当然、助言又は指導から行う必要がある)。

また、市町村長による勧告を受けた後に「特定空家等」が売買等により、建物部分とその敷地いずれについても所有者等が変わってしまった場合には、勧告の効力が失われるため、本来元の所有者等により講じられるべきであった措置の履行を促す観点から、新たに当該「特定空家等」の所有者等となった者に対し、市町村長はできる限り迅速に、改めて勧告を講ずる必要がある。その際、勧告の効力の有無は、固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の適用関係に影響を与えるため、税務部局とも十分連携を図る必要がある。

### イ 相当の猶予期限

「相当の猶予期限」とは、勧告を受けた者が当該措置を行うことにより、その周辺の生活環境への悪影響を改善するのに通常要すると思われる期間を意味する。具体の期間は対象となる特定空家等の規模や措置の内容等によって異なるが、おおよそのところは、物件を整理するための期間や工事の施工に要する期間を合計したものを標準とすることが考えられる。

### ロ 勧告に係る措置の内容

勧告に係る措置を示す際には、下記に留意されたい。

(4) 当該特定空家等の所有者等が、具体的に何をどのようにすればいいのかが理解できるように、明確に示す必要がある。すなわち、「壁面部材が崩落しそうで危険なため対処すること」といった概念的な内容ではなく、例えば「壁面部材が崩落しないよう、東側2階部分の破損した壁板を撤去すること」等の具体の措置内容を示すべきである。また、建築物を除却する場合にあっても、建築物全部の除却

なのか、例えば2階部分等一部の除却なのか等除却する箇所を明確に示す必要がある。

(p) 措置の内容は、周辺の生活環境の保全を図るという規制目的を達成するために 必要かつ合理的な範囲内のものとしなければならない。したがって、例えば改修 により目的が達成され得る事案に対し、いたずらに除却の勧告をすることは不適 切である。

### (2) 関係部局への情報提供

市町村長が、法に基づき特定空家等の所有者等に対して勧告した場合には、2(2)に述べたとおり、速やかに税務部局等関係内部部局に情報提供を行うことが必要である。

### 5. 特定空家等の所有者等への命令(法第14条第3項~第8項)

市町村長は、上記勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる(法第14条第3項)。

### イ 正当な理由

この「正当な理由」とは、例えば所有者等が有する権原を超えた措置を内容とする制告がなされた場合等を想定しており、単に措置を行うために必要な金銭がないことは「正当な理由」とはならないと解される。

### ロ 特に必要があると認めるとき

「特に必要があると認めるとき」とは、比例原則を確認的に規定したものであり、 対応すべき事由がある場合において的確な権限行使を行うことは当然認められる。

### ハ 相当の猶予期限

「相当の猶予期限」の解釈は、4(1)イの勧告における「相当の猶予期限」と 同義である。

### 二 命令の形式

命令の形式については、命令の内容を正確に相手方に伝え、相手方への命令の到達を明確にすること等処理の確実を期す観点から、書面で行うものとする。

### ホ 命令の送達方法

命令の送達方法について具体の定めはないが、勧告の送達方法に準じるものとする。

### へ 法における特例手続

命令については、法第 14 条第 13 頃により行政手続法第 12 条(処分の基準)及び 第 14 条(不利益処分の理由の提示)を除き、同法第 3 章(不利益処分)の規定を適 用しないこととし、その代わりに法第 14 条第 4 項から第 8 項までに、命令を行う際 に必要な手続を定めている。この手続の具体の内容として、措置を命じようとする 者は、意見書を提出するだけでなく公開による意見の聴取を行うことを請求する権 利も保障されている(法第 14 条第 5 項)。

### (1) 所有者等への事前の通知(法第14条第4項)

市町村長は、措置を命じようとする者又はその代理人に対し、あらかじめ所定の事項を記載した通知書(参考様式3)を交付しなければならない。記載する事項は、

- ・ 命じようとする措置の内容及びその事由
- ・ 意見書の提出先
- 意見書の提出期限

とされている (法第14条第4項)。

当該通知書を交付する相手は、「措置を命じようとする者又はその代理人」とされており、措置を命じようとする者が代理人を選任できることが明示的に示されている。 代理人は、当該命令に関する一切の行為をすることができるが、行政手続法第16条の 規定を踏まえ、代理人の資格は書面で証明しなければならないとともに、代理人がそ の資格を失ったときは、当該代理人を選任した者は、書面でその旨を市町村長に届け 出なければならない。

また、当該通知書においては、法第14条第4項に示す通知事項のほか、当該通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことが請求できること(同条第5項)について、あらかじめ示すことが望ましい。

なお、当該通知書の交付は、従前の命令の内容を変更しようとする場合も同様である。

### イ 命じようとする措置の内容

命じようとする措置は、法第14条第2項に基づき行った「勧告に係る措置」であり、措置の内容は明確に示さなければならない。

その他の留意事項については、4(1)口を参照されたい。

### ロ 措置を命ずるに至った事由

市町村長は当該命じようとする措置の事由を示さなければならない(法第14条第4項)。どの程度の事由を示さなければならないのかについて法に特段の定めは置かれていないが、単に根拠法令の条項を示すだけでは不十分であると考えられ、当該特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、その結果どのような措置を命ぜられているのか等について、所有者等が理解できるように提示すべきである。

### ハ 意見書の提出先及び提出期限

市町村長は、当該措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされている(法第14条第4項)。 意見書及び証拠の提出は、命令の名あて人となるべき者にとって自己の権利利益を擁護するために重要な機会となるものであるから、行政手続法第15条第1項を踏まえれば、提出期限は意見書や証拠の準備をするのに足りると認められる期間を設定しなければならない。

### (2) 所有者等による公開による意見聴取の請求(法第14条第5項)

命令に係る通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができるとされている(法第14条第5項)。この「5日」の期間の計算については、期間の初日は算入しないものと解される。

なお、意見聴取の請求がなく当該期間を経過した場合には、(1) ハの意見書の提出 期限の経過をもって、直ちに法第14条第3項に基づく命令をすることができる。

### (3) 公開による意見の聴取(法第14条第6項~第8項)

市町村長は、命令に係る通知の交付を受けた者から、上記の意見の聴取の請求があった場合においては、当該措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない(法第14条第6項)。なお、これらの者が出頭しない場合は意見聴取の請求がない場合と同様に取り扱って差し支えないと解される。また、「公開による」とは、意見聴取を傍聴しようとする者がある場合にこれを禁止してはならないというにとどまり、場内整理等の理由により一定者数以上の者の入場を制限することまで否定するものではない。

市町村長は、意見の聴取を行う場合においては、当該措置を命じようとする者又は その代理人に対し、意見聴取の期日の3日前までに、

- ・ 命じようとする措置
- ・ 意見の聴取の期日及び場所

を通知するとともに、これを公告しなければならない(法第14条第7項)。なお、通知は、意見聴取を実施する日の3日前までに相手方に到達しなければならない点に留意されたい。また、「3日」の期間の計算については(2)と同様、期間の初日は算入しないものと解される。

通知の方式について定めはなく、口頭での通知も可能と解されるが、処理の確実性を期す観点からは、書面によることが望ましい。公告の方式についても定めはなく、 当該市町村で行われている通常の公告方式でよいと考えられる。

措置を命じようとする者又はその代理人は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる(法第14条第8項)。この際、市町村長は、意見聴取の円滑な進行のため、過度にわたらない程度に証人の数を制限し、また証拠の選択をさせることは差し支えないと解される。

### (4) 命令の実施

(1)の事前の通知に示した意見書の提出期限までに意見書の提出がなかった場合、事前の通知書の交付を受けた日から5日以内に(2)の意見聴取の請求がなかった場合(意見聴取の請求があった場合において請求した者が出頭しなかった場合を含む。)、意見書の提出又は意見聴取を経てもなお当該命令措置が不当でないと認められた場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置を命令することができる。

命令はその内容を正確に相手方に伝え、相手方への命令の到達を明確にすること等

処理の確実性を期す観点から、書面(参考様式4)で行うものとする。また、当該命令は行政争訟の対象となる処分であり、当該命令に対し不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により当該市町村長に異義申立てを行うことができる\*1。したがって、命令においては、同法第57条第1項\*2の規定に基づき、

- ・ 当該処分につき不服申立てをすることができる旨
- ・ 不服申立てをすべき行政庁
- ・ 不服申立てをすることができる期間

について、示さなければならない。

- ※1 平成 26 年に成立した(新)行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)において、不服申立ての手続を審査請求に一元化することとなっており(新法第 2 条)、新法施行後は当該市町村長に審査請求を行うこととなる。(新法第 4 条第 1 号、なお、新法の施行日は、公布の日(平成 26 年 6 月 13 日)から起算して 2 年を超えない範囲において政令で定める日。)
- ※2 改正後の行政不服審査法においては第82条第1項

なお、本項による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処することとなる(法第16条第1項)。過料の徴収手続については、非訟事件手続法に規定がある。手続の開始は裁判所の職権によるが、裁判所が職権探知により事件を立件することは事実上不可能であり、一般的には、通知を受けて手続が開始されている。このため、裁判所の職権の発動を促すため、違反事実を証する資料(過料に処せられるべき者の住所地を確認する書類、命令書又は立入調査を拒んだ際の記録等)を添付して、過料事件の通知を管轄地方裁判所に行うことが考えられる。この場合の管轄裁判所は、過料に処せられるべき者の住所地の地方裁判所である。過料事件の審理においては、当事者の陳述を聴き、検察官の意見が求められる。ただし、裁判所が、相当と認めるときは、当事者の陳述を聴かないで過料の裁判をすることができ、当事者はこの略式裁判手続に対しては、裁判の告知を受けた日から一週間内に異議を申し立てることができる。異議があったときは、前の裁判はその効力を失い、改めて当事者の陳述を聴いた上で更に裁判が行われる。

# (5) 標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法による公示(法第 14 条 第 11 項・第 12 項)

市町村長は、法第14条第3項の規定による命令をした場合は、第三者に不測の損害を与えることを未然に防止する観点から、必ず標識(参考様式5)の設置をするとともに、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他市町村が適切と認める方法により同項の規定による命令が出ている旨を公示しなければならない(法第14条第11項、同法施行規則本則)。

標識は、命令に係る特定空家等に設置することができ(法第14条第12項)、当該特定空家等において、目的を達成するのに最も適切な場所を選定してよいと解されるが、社会通念上標識の設置のために必要と認められる範囲に限られる。

### 6. 特定空家等に係る代執行(法第14条第9項)

### (1) 実体的要件の明確化

法第14条第9項は、行政代執行の要件を定めた行政代執行法第2条の特則であり、「第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないとき」は、行政代執行法の定めるところに従い、代執行できることとしたものである。

代執行できる措置については、

- ・ 他人が代わってすることのできる義務(代替的作為義務)に限られること
- ・ 当該特定空家等による周辺の生活環境等の保全を図るという規制目的を達成する ために必要かつ合理的な範囲内のものとしなければならないこと
- の2つの要件を満たす必要がある。

その他手続等については、全て行政代執行法の定めるところによる。

### (2) 手続的要件(行政代執行法第3条~第6条)

### イ 文書による戒告(行政代執行法第3条第1項)

代執行をなすには、

- 相当の履行期限を定め、
- ・ その期限までに義務の履行がなされないときは、代執行をなすべき旨 を、予め文書(参考様式6)で戒告しなければならない。また、戒告を行う際には、
- 5 (4) の命令を行う際と同様、行政不服審査法第57条第1項の規定に基づき、書面で必要な事項を相手方に示さなければならない。

行政代執行法に基づく代執行の手続は戒告に始まるが、戒告は、義務を課す命令とは別の事務として、代執行の戒告であることを明確にして行うべきであると解される。なお、代執行の戒告であることを明確にして行うべきではあるものの、戒告が命令と同時に行われることは必ずしも妨げられるものではないとされている。

「相当の履行期限」について定めはないが、戒告は、その時点において命令に係る措置の履行がなされていないことを前提として、義務者が自ら措置を行うように 督促する意味をもつものであるから、少なくとも戒告の時点から起算して当該措置 を履行することが社会通念上可能な期限でなければならないと解される。

戒告においては、市町村長による命令措置が履行されないときに、当該市町村長が当該特定空家等について具体的にどのような措置を代執行することとなるのかを相手方に通知する観点から、義務の内容を明確に記載しなければならない。

なお、戒告の送達方法についての留意事項は、5. ニを参照されたい。

### ロ 再戒告

戒告において定められた措置命令の履行期限までに履行がなされないときは、市 町村長は、直ちに代執行令書による通知の手続に移らず、再度戒告を重ね、義務者 自らそれを履行する機会を与えることも認められると考えられる。どの時点で代執 行を実行するかについては、市町村長において、例えば客観的事情から義務の履行 期限を更に延長することが社会通念上許され難い状況にあるのか、又は再戒告によ り義務者自身による履行が期待され得るのか等の状況を勘案して判断することとなる。

### ハ 代執行令書(行政代執行法第3条第2項)

義務者が前述の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、 市町村長は、代執行令書(参考様式7)をもって、

- ・ 代執行をなすべき時期
- ・ 代執行のために派遣する執行責任者の氏名
- ・ 代執行に要する費用の概算による見積額

を義務者に通知する。

なお、代執行令書を通知する際には、5 (4)の命令を行う際と同様、行政不服審査法第57条第1項の規定に基づき、書面で必要な事項を相手方に示さなければならない。

### (イ) 代執行をなすべき時期

代執行令書による通知と代執行をなすべき時期の時間的間隔について定めはな く、市町村長の裁量に委ねられるが、例えば特定空家等の除却を行う必要がある 場合には、義務者が当該特定空家等から動産を搬出すること等に配慮することが 望ましい。

(p) 代執行のために派遣する執行責任者の氏名 何人を執行責任者とするかは、代執行権者が適宜決定することとなる。

### (3) 非常の場合又は危険切迫の場合(行政代執行法第3条第3項)

非常の場合又は危険切迫の場合において、命令の内容の実施について緊急の必要があり、前述の戒告及び代執行令書による通知の手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

### (4) 執行責任者の証票の携帯及び呈示(行政代執行法第4条)

法における代執行権者である市町村長は、執行責任者に対して、「その者が執行責任者にある本人であることを示すべき証票」を交付しなければならない。

また、執行責任者は、執行責任者証(参考様式8)を携帯し、相手方や関係人の要求があるときは、これを提示しなければならない。

### (5) 代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い

代執行の対象となる特定空家等の中に相当の価値のある動産が存する場合、まず、 所有者に運び出すよう連絡し、応じない場合は保管し、所有者に期間を定めて引き取 りに来るよう連絡することが考えられる。その場合、いつまで保管するかは、法務部 局と協議して適切に定める。

### (6)費用の徴収(行政代執行法第5条・第6条)

代執行に要した一切の費用は、行政主体が義務者から徴収する。当該費用について、

行政主体が義務者に対して有する請求権は、行政代執行法に基づく公法上の請求権であり、義務者から徴収すべき金額は代執行の手数料ではなく、実際に代執行に要した費用である。したがって、作業員の賃金、請負人に対する報酬、資材費、第三者に支払うべき補償料等は含まれるが、義務違反の確認のために要した調査費等は含まれない。

市町村長は、文書(納付命令書)において、

- ・ 実際に要した費用の額
- その納期日

を定め、その納付を命じなければならない(行政代執行法第5条)。

行政代執行法の規定においては、代執行の終了後に費用を徴収することのみが認められ、代執行終了前の見積による暫定額をあらかじめ徴収することは認められない。

費用の徴収については、国税滞納処分の例\*3による強制徴収が認められ(行政代執 行法第6条第1項)、代執行費用については、市町村長は、国税及び地方税に次ぐ順位 の先取特権を有する(同条第2項)。

※3 納税の告知(国税通則法(昭和37年法律66号)第36条第1項)、督促(同法第37条第1項)、 財産の差押之(国税徴収法第47条)、差押財産の公売等による換価(同法第89条以下、第94条 以下)、換価代金の配当(同法第128条以下)の手順。

# 7. 過失なく措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合(法第 14 条第 10 項)

法第 14 条第 3 項に基づき必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくて その措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて助言又は指 導及び勧告が行われるべき者を確知することができないため命令を行うことができな いときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又は その命じた者若しくは委任した者に行わせることができる(いわゆる略式代執行。同条 第 10 項)。

法第 14 条第 10 項に基づく略式代執行は、同条第 3 項の規定により「必要な措置を命じようとする場合」を前提としているから、仮に当該措置を命ぜられるべき者が確知されている場合に、必要な措置を命ずるに至らない程度のものについて略式代執行を行うことは認められないことに留意されたい。

法第14条第10項の規定により略式代執行をするための要件は、

- 過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないこと
- ・ その措置が、他人が代わってすることができる作為義務(代替的作為義務)であること

である。その他手続については、後述の「事前の公告」(法第 14 条第 10 項) を経た上で、法第 14 条第 9 項と同様である。

### (1) 「過失がなくて」「確知することができない」場合

「過失がなくて」とは、市町村長がその職務行為において通常要求される注意義務 を履行したことを意味する。また、「確知することができない」とは、措置を命ぜられ るべき者の氏名及び所在をともに確知しえない場合及び氏名は知りえても所在を確知 しえない場合をいうものと解される。

どこまで追跡すれば「過失がなくて」「確知することができない」と言えるかについての定めはないが、少なくとも、不動産登記簿情報等一般に公開されている情報や住民票情報等市町村が保有する情報、法第 10 条に基づく固定資産課税情報等を活用せずに所有者等を特定しようとした結果、所有者等を特定することができなかった場合にあっては、「過失がない」とは言い難いと考えられる。

### (2) 事前の公告(法第14条第10項)

法第14条第10項に基づく代執行を行う場合においては、相当の期限を定めて、

- ・ 当該措置を行うべき旨
- ・ その期限までに当該措置を行わないときは、市町村長又はその措置を命じた者 若しくは委任した者がその措置を行うべき旨

をあらかじめ公告しなければならない。

公告の方法としては、当該市町村の掲示板に掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に少なくとも1回掲載することを原則とするが、相当と認められるときは、官報への掲載に代えて、当該市町村の「広報」・「公報」等に掲載することをもって足りるものと解される。また、公告の期間については、最後に官報等に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなされるものと解される(参考:民法(明治29年法律89号)第98条及び民事訴訟法(平成8年法律第109号)第111条・第112条、行政手続法第31条の規定により準用する同法第15条第3項)。

### (3) 代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い

代執行の対象となる所有者が不明の特定空家等の中に相当の価値のある動産が存する場合、まず、運び出すよう公示し、連絡が無い場合は保管し、期間を定めて引き取りに来るよう公示することが考えられる。その場合、いつまで保管するかは、法務部局と協議して適切に定める。

### (4)費用の徴収

本項の代執行は行政代執行法の規定によらないものであることから、代執行に要した費用を強制徴収することはできない。すなわち、義務者が後で判明したときは、その時点で、その者から代執行に要した費用を徴収することができるが、義務者が任意に費用支払をしない場合、市町村は民事訴訟を提起し、裁判所による給付判決を債務名義として民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく強制執行に訴えることとなる(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の2第3号)。

### 8. 必要な措置が講じられた場合の対応

特定空家等の所有者等が、助言若しくは指導、勧告又は命令に係る措置を実施したこ

とが確認された場合は、当該建築物等は「特定空家等」ではなくなる。市町村においては、勧告又は命令をしている場合には当該勧告又は命令を撤回するとともに、当該建築物が特定空家等でなくなったと認められた日付、講じられた措置の内容等をデータベースに記録し、速やかに関係内部部局に情報提供することが望ましい。

特に税務部局に対しては、勧告又は命令が撤回された場合、固定資産税等のいわゆる 住宅用地特例の要件を満たす家屋の敷地については、当該特例の適用対象となることか ら、可能な限り速やかにその旨を情報提供することが必要である。

また、必要な措置が講じられた空家等の所有者等に対しては、例えば、当該所有者等から措置が完了した旨の届出書の提出を受け、当該届出書を受領したものの写しを返却する等により、当該所有者等に対し「特定空家等」でなくなったことを示すことも考えられる。

### [別紙1] 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」 であるか否かの判断に際して参考となる基準

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であることを判 断する際は、以下の1.(1)若しくは(2)又は2.に掲げる状態(将来そのような状態に なることが予見される場合を含む。)に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したもの は例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要 がある。

- 1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。
  - (1) 建築物が倒壊等するおそれがある。

以下のイ又はロに掲げる事項に該当するか否かにより判断する。イ又はロに列挙した ものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断して いく必要がある。

### イ 建築物の著しい傾斜

部材の破損や不同沈下等の状況により建築物に著しい傾斜が見られるかなどを基に総合的に 判断する。

- 調査項・基礎に不同沈下がある。
- 目の例 ・柱が傾斜している。

### 【参考となる考え方】

下げ振り等を用いて建築物を調査できる状況にある場合、1/20 超の傾斜が認められる場合(平 屋以外の建築物で、2階以上の階のみが傾斜している場合も、同様の数値で取り扱うことも考え られる。)

※「被災建築物応急危険度判定マニュアル」財団法人日本建築防災協会/全国被災建築物応急危険度判 定協議会

ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等

### (イ) 基礎及び土台

基礎に大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によ って土台に大きな断面欠損が発生しているか否か、基礎と土台に大きなずれが発生しているか否 かなどを基に総合的に判断する。

### 調查項 目の例

- ・基礎が破損又は変形している。
- ・土台が腐朽又は破損している。
- ・基礎と土台にずれが発生している。

### 【参考となる考え方】

- ・基礎のひび割れが著しく、土台に大きなずれが生じ、上部構造を支える役目を果たさなくなっ ている箇所が複数生じている場合
  - ※「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」(監修 国土交通省住宅局建築指導課/財団 法人日本建築防災協会)
- ・土台において木材に著しい腐食、損傷若しくは蟻害があること又は緊結金物に著しい腐食があ
  - ※「特殊建築物等定期調査業務基準」(監修 国上交通省住宅局建築指導課/財団法人口木建築防災協会)

### (中) 柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等

構造耐力上主要な部分である柱、はり、筋かいに大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損 が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって構造耐力上主要な柱等に大きな断面欠損が発生し ているか否か、柱とはりの接合状況などを基に総合的に判断する。

- 調査項 ・柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形している。
- 柱とはりにずれが発生している。 目の例

### 【参考となる考え方】

複数の筋かいに大きな亀裂や、複数の柱・はりにずれが発生しており、地震時に建築物に加わる 水平力に対して安全性が懸念される場合

### (2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。

### (イ) 屋根ふき材、ひさし又は軒

全部又は一部において不陸、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、緊結金具に著しい腐 食があるか否かなどを基に総合的に判断する。

- ・屋根が変形している。
- 調查項 目の例

・屋根ふき材が剥落している。

- ・軒の裏板、たる木等が腐朽している。
- ・軒がたれ下がっている。
- ・雨樋がたれ下がっている。

### 【参考となる考え方】

目視でも、屋根ふき材が脱落しそうな状態を確認できる場合

全部又は一部において剥離、破損又は脱落が発生しているか否かなどを基に総合的に判断す る。

### 調查項 目の例

- ・壁体を貫通する穴が生じている。
- ・外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。
- ・外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。

### 【参考となる考え方】

目視でも、上部の外壁が脱落しそうな状態を確認できる場合

### (ハ) 看板、給湯設備、屋上水槽等

転倒が発生しているか否か、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、支持部分の接合状況 などを基に総合的に判断する。

・看板の仕上材料が剥落している。

### 調查項

- ・看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している。
- 目の例 ・看板、給湯設備、屋上水槽等が破損又は脱落している。
  - ・看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。

### 【参考となる考え方】

日視でも、看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している状態を、確認できる場合

### (=) 屋外階段又はバルコニー

全部又は一部において腐食、破損又は脱落が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基

に総合的に判断する。

調査項 ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。

・屋外階段、バルコニーが傾斜している。

### 【参考となる考え方】

目視でも、屋外階段、バルコニーが傾斜している状態を確認できる場合

### (ホ)門又は塀

全部又は一部においてひび割れや破損が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総 合的に判断する。

調査項 ・門、塀にひび割れ、破損が生じている。

目の例 |・門、塀が傾斜している。

### 【参考となる考え方】

目視でも、門、塀が傾斜している状態を確認できる場合

### 2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。

擁壁の地盤条件、構造諸元及び障害状況並びに老朽化による変状の程度などを基に総合的に判 断する。

調查項 目の例

- ・擁壁表面に水がしみ出し、流出している。
- ・水抜き穴の詰まりが生じている。
- ひび割れが発生している。

### 【参考となる考え方】

擁壁の種類に応じて、それぞれの基礎点(環境条件・障害状況)と変状点の組み合わせ(合 計点)により、擁壁の劣化の背景となる環境条件を十分に把握した上で、老朽化に対する危険 度を総合的に評価する。

※「宅地擁壁老朽化判定マニュアル(案)」(国土交通省都市局都市安全課)

### [別紙2] 「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」 であるか否かの判断に際して参考となる基準

「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であることを判断する際は、以下の(1)又は(2)に掲げる状態(将来そのような状態になることが予見される場合を含む。)に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

### (1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。

	・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。
2	・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常
状態の例	生活に支障を及ぼしている。
	・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしてい
	る。

### (2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

状態の例	・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を 及ぼしている。
, view p	・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の 日常生活に支障を及ぼしている。

### [別紙3] 「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」 であるか否かの判断に際して参考となる基準

「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であることを 判断する際は、以下の(1)又は(2)に掲げる状態に該当するか否かにより判断する。以下 に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判 断していく必要がある。

(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。

# ・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。 ・景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。 ・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。

(2) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

	・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。
	・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。
状態の例	・看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置され ている。
	・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。
	・敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。

### [別紙4] 「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」 であるか否かの判断に際して参考となる基準

「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であることを判断する際は、以下の(1)、(2)又は(3)に掲げる状態に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

### (1) 立木が原因で、以下の状態にある。

・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に 状態の例 散らばっている。 ・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。

### (2) 空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。

・動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
・動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
・敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
・多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
・住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。
・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

### (3) 建築物等の不適切な管理等が原因で、以下の状態にある。

・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。
 ・屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。
 ・周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。

### **印西市空家等対策協議会設置要綱**(平成30年8月1日告示第151号)

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、印西市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。 (協議事項)
- 第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
  - (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
  - (2) 空家等対策計画の実施に係る次に掲げる事項に関すること。
    - ア 特定空家等の判断
    - イ 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針
    - ウ 特定空家等に対する措置の方針
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項に関すること。 (組織)
- 第4条 協議会は、市長及び委員をもって組織する。
- 2 委員は、9人以内として、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 地域を代表する者
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長)
- 第5条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は会長が招集する。
- 2 議長は、会長をもって充て、副議長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を述べさせることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員及び会議に出席を求められた者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市建設部建築指導課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮っ

て定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

### **印西市空家等の適切な管理に関する条例**(令和元年12月26日条例第23号)

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。 以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定める ことにより、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的と する。

(定義)

- 第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。 (所有者等の責務)
- 第3条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の適切な管理を行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。

(市民の協力)

- 第5条 市民は、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。 (情報提供)
- 第6条 何人も、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(緊急安全措置)

- 第7条 市長は、適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等危険な状態が切迫し、かつ、所有者等が速やかにその危険を回避するために必要な措置を講ずることができないと認めるときは、必要最小限度の措置を講ずることができる。
- 2 市長は、前項の措置を講ずるときは、あらかじめ当該空家等の所有者等の同意を得なければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収する ことができる。

(関係機関との連携)

第8条 市長は、空家等の適切な管理のために必要があると認めるときは、警察その他関係 機関に必要な協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### 印西市空家等対策の推進に関する規則(令和2年2月4日規則第12号)

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。 以下「法」という。)及び印西市空家等の適切な管理に関する条例(令和元年条例第23号。 以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入調査等)

- 第2条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書(別記第1号様式)により行うものとする。
- 2 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(別記第2号様式)とする。

(空家等の適切な管理の促進に係る助言書)

第3条 法第12条の規定による助言は、空家等の適切な管理の促進に係る助言書(別記第3号様式)により行うものとする。

(指導)

第4条 法第14条第1項の規定による指導は、指導書(別記第4号様式)により行うものとする。

(勧告)

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書(別記第5号様式)により行うものとする。

(命令)

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書(別記第6号様式)により行うものとする。

(命令に係る事前通知等)

- 第7条 法第14条第4項の規定による通知は、命令に係る事前の通知書(別記第7号様式) により行うものとする。
- 2 法第14条第4項の規定による意見書の提出は、意見書(別記第8号様式)により行うものとする。

(意見の聴取)

- 第8条 法第14条第5項の規定による意見の聴取の請求は、意見聴取請求書(別記第9号 様式)により行うものとする。
- 2 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取開催通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

(公示)

第9条 法第14条第11項の規定による公示は、標識(別記第11号様式)の設置のほか、 印西市公告式条例(昭和29年条例第3号)第2条第2項の掲示場への掲示その他の適切 な方法により行うものとする。

(戒告)

第10条 行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(別記第12号様式)により行うものとする。

(代執行令)

- 第11条 行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書(別記第13号様式) により行うものとする。
- 2 行政代執行法第4条に規定する身分を示す証票は、執行責任者証(別記第14号様式) とする。

(緊急安全措置)

- 第12条 条例第7条第1項に規定する必要最小限度の措置は、次に掲げるものとする。
  - (1) 屋根、外壁材等の部材で、落下又は飛散のおそれがあるものの養生、取り外し等
  - (2) 開放されている窓、門扉その他の開口部の閉鎖
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの 附 則
- この規則は、令和2年4月1日から施行する。

# 印西市特定空家等 判定基準

令和2年3月

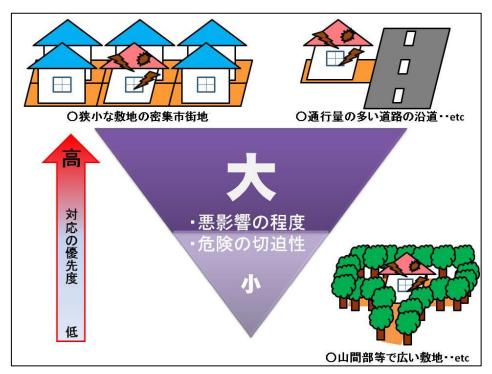
### 1. 趣旨

特定空家等の判断については、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第14条第14項の規定に基づいて国土交通大臣が定めた『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)(以下「ガイドライン」という。』の中で、特定空家等の判断の参考となる基準が示されています。

本市の判定基準では、千葉県すまいづくり協議会「空家等対策検討部会」が策定した「千葉県特定空家等判断のための手引き」の判定方法を参考に作成したチェックリスト等により、特定空家等の「候補」になるかを判定します。最終的に特定空家等か否かの判断については、 庁内の関係する部署で構成する印西市空家等対策検討委員会で協議を行い、印西市空家等対策協議会の意見を聴いたうえで、市が認定を行います。

### 2. 特定空家等の候補と判定する際の基本的な考え方

空家等の管理は、空家法第3条にも規定されているように、所有者等にその責務があります。このため、市では、適切な管理がなされていない空家等については、その所有者等に対し、空家法第12条の規定に基づき、情報の提供や助言等を行い、自主的な改善を促していきます。そのうえで、改善が図られない「未対応の空家等」について、市街化区域等の住宅が密集している地区、通行量の多い道路沿線に立地しているなど空家等の立地条件等を勘案し、特定空家等候補となるか判定します。なお、山間部等に立地し周辺に悪影響を及ぼす可能性が極めて低い空家等については、判定する優先度が下がるものとします。



対応の優先度イメージ

### 3. 判定方法について

判定方法としては、3つの判定表を組み合わせて、判定します。

【判定表①】では、ガイドライン別紙 1 の「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」について判定し、建物の倒壊等の損傷等の程度とその悪影響が及ぶ範囲に応じて「点数」で評価します。

【判定表②】では、ガイドライン別紙2、別紙4の「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」と「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」について判定し、動物や臭気の発生や立木等の倒壊などの状態とその悪影響が及ぶ範囲に応じて評価します。

【判定表③】では、ガイドライン別紙3の「適切な管理が行われていないことにより著し く景観を損なっている状態」について評価します。

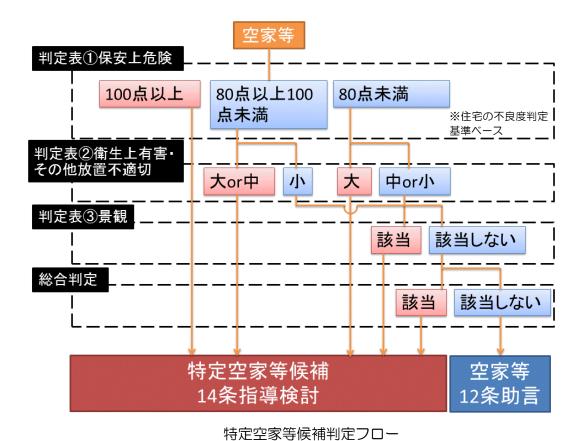
上記【判定表①~③】にて空家等を評価した結果、以下の状態にあるものを特定空家等候補と判定します。

- 1. 【判定表①】の点数が 100 点以上のもの
- 2. 【判定表①】の点数が80点以上の(将来的に倒壊・崩落等の危険性がある)もので、【判定表②】の悪影響範囲が「中」以上のもの
- 3. 【判定表②】の悪影響範囲が「大」のもの
- 4. 【判定表③】で、項目に該当すると判断されたもの
- (注)複数項目が該当する可能性があるため、【判定表①~判定表③】は全て確認する。

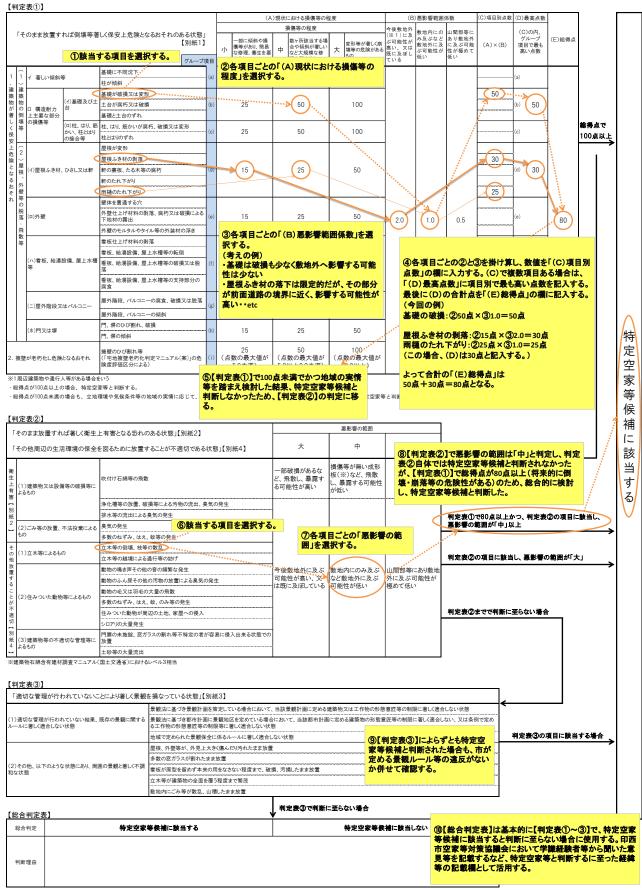
また、判定表による結果、特定空家等候補に該当しない空家等については、空家法第 12 条に基づく助言等を書面で送付するなど、将来的に特定空家等にならないように改善されるまで、所有者等へ自主的な改善を求めてまいります。

		衛生上有害	• その他放置不適切	【判定表②】					
		悪影響範囲							
保安上危険	【判定表①】	『大』: 今後敷地 外に悪影響が及ぶ 可能性が高い、又 は既に及ぼしてい る	『中』:敷地外に 悪影響が及ぶ可能 性が低い	『小』:山間部等にあり敷地外に悪影響が及ぶ可能性が極めて低い					
100点以上	倒壊・崩落等の 危険性が高い	特定空	家等候補						
80点以上100点未満	将来的に倒壊・崩落等 の危険性がある	(14条に	よる指導)						
80点未満	当面は倒壊・崩落等の 危険性は低い		空家等(12条	そによる助言)					

【判定表①】と【判定表②】の組み合わせによる特定空家等候補該当イメージ



(注)複数項目該当する場合もあるため、判定表①~③は全て確認が必要。



1	日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日							(A	)現状における損傷等の	星度	(B)	)悪影響範囲(	係数	(C)項目別点数	(D)最高点数		1	
Table   Part	1982年   19	「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」								(※1)に及	/※ 1 ) /= TA 数地内にの 田間即寺!							
本の情報	「						J、 傷等があり、簡易	合や傾斜が著しい		高い、又は	敷地外に及	に及ぶ可能	(A)×(B)	項目で最も	(E)総得点			
19	19					グループ3	項目	4 形圧、無主と女			既に及はし				1910 - 710/300			
### 15	19   19   19   19   19   19   19   19	1 1	Z 莱L D 植4	ed op	基礎に不同沈下	'	(3)	25	50	100					(3)			
(2.00mm) (	(1) 日本の日本	. 🗸	1 者しい限ま	pri ver	柱が傾斜		(a)	25	30	100					(0)			
日本語の	1 日本語の	3 3		(イ)基礎及び土			(b)	0.5	50	100					(h)			
10日	日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	がの	ロ 構造耐力	台	エ言か減行又は恢復		(0)	25	50	100					(0)			
100mm	(1)	し壊	の損傷等	(ロ)柱、はり、筋		朽、破損又は変形					1					1	総得点	で
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	選挙を受ける	保		かい、柱とはり			(c)	25	50	100					(c)		100点	以上
### (1997年)   10   10   10   10   10   10   10   1	### (1997年) 1997年   1998年 (1997年) 1997年   1998年 (1997年) 1997年 (1997年)	上 (2			屋根が変形											Ī		~
		険と					١											
日本の	図の表示という。	なる根、	(イ)屋根ふき	材、ひさし又は軒		か属朽	(d)	15	25	50					(d)			
日本		おークト					1								1			
日本の		れ.   守					T				1					1		
# 200 (17 (19 (19 (19 (19 (19 (19 (19 (19 (19 (19	### 1000 (1995年) 100 (1995年)	脱落	(ロ)外壁		外壁仕上げ材料の剥	落、腐朽又は破損による	(e)	15	25	50	2.0	1.0	0.5		(e)			
	できた。					「ル等の外装材の浮き	1				2.0	1.0	0.5	ļ	1			
□ (中央、時期後の上ができた。	公司	散等									1					1		
	日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日					上水槽等の転倒									]			
				湯設備、屋上水槽	告以、和加以佛、庄。	上水槽等の破損又は脱	(f)	15	25	50					(f)			
□漫画館交流(A22— 中華 社会の政権 (425— 中華	日本の日本の大きな、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日				看板、給湯設備、屋	上水槽等の支持部分の	1							İ	1			
日本の公司を担当している。	15   25   50   15   15   25   50   10   15   25   50   10   15   25   50   10   15   15   25   50   10   15   15   25   50   10   10   15   15   25   50   10   10   10   10   10   10   1										1			<u> </u>		1		
	大学の少様に、技術 (1992年)   15   25   50   50   100		(二)屋外階段	マはバルコニー			(g)	15	25	50					(g)			
現在の心を担心を表している。	株式の協議				+		H				-					-		
	要型が色片は、自身ならおおれ (1) (でき物質を行いるマンニアンルを)の (1) (点面の表土(位) (点面) (点面) (点面) (点面) (点面) (点面) (点面) (点面		(ホ)門又は塀	ŧ		攻損	(h)	15	25	50				<b> </b>	(h)			
関連の企業の企業を表現している。	1 (日本の日本の大学の主義を担います。 1 (日本の日本の主義を担います。 1 (日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		l					25	EO.	100	†			<u> </u>		1		
### 2000年2000年 1990年2000年 1990年	国際国際のよれの場合もから	2. 擁壁	が老朽化し危	険となるおそれ	(「宅地擁壁老朽化半	川定マニュアル(案)」の危	(i)								(i)			
報告を担いたようが表示。 地上を受けている。 では、またの場合で大阪を与するの場合の関係において、悪影響の程序や危険等の可能性が高い、	####################################					<u> </u>		5.0未満)	5.0以上9.0木両)	9.0以上)							]	
「その他周辺の生活環境の保全を図らたがに改進することが不適可であら状態」「別紙4]  大 中 小 利定表①で100点未満	(1) 当業等の不適の企業の主張を受き、というの事情を表している。			れば著しく衛生	上有害となる恐れの	のある状態」【別紙2】				悪影響の範囲	1							
### (1)	(1) 製薬物では設備等の組織型による人気の発生 (利用等による人の発生 (利用等の放生、発表) (人の主人、現在) (人の主人、現在) (人の主人、現在) (人の主人、現在) (人の主人、現在) (人の主人、現在) (人の主人、現在) (人の主人、社会) (人の主人、現在) (人の主人	「その	他周辺の生	E活環境の保全	を図るために放置す	トることが不適切である	状態	態』【別紙4】	大 中 小					<b>如中本</b> ①	5100占土 <sup>法</sup>			
(1) 諸國和又は設備等の破損等に を持たもの。 を持てお客の改進、その表別を、表別の発生 を表のの主、不及政策と、表別の発生 を表のの主、不及政策と、表別の主と を表のの主、不及政策と、表別の主と を表のの主、不及政策と、表別の主と を表のの主、不及政策と、表別の主と を表のの主、本のの主、大学の意味 を表のの主、本のの主、大学の意味 を表のの主、本のの主、大学の意味 を表のの主、大学の意味 を表のとなった。は、数学の意味 を表のとなった。は、数学の意味 を表のとなった。は、数学の意味 を表のとなった。は、数学の意味 を表のとなった。は、数学の意味 を表のとなった。は、数学の事の主 を表のとなった。は、数学の事の主 を表のとなった。は、数学の事の意味 を表のとなった。は、数学の事の意味 は関に及ぼしている。 では、また。の人等の発生 とみったを動が用立の主地、実産への最入 シープリカスの影化等不存をのうを思いまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	(ご) 選番物又は設備等の設備等の ・	Т								世 <i>梅笠は</i> 無い + TV			←	刊是被①	で100点不過	•		
#を表のの変更 が表示の意思による異なの発生	#を選挙の改善、若禁を上とも行物の提出、具実の発生 体本等の混出上も意気の発生 体本等の混出上も意気の発生 (2) これ等の設置上とも信かの (2) 正本等の認正上も意気の発生 (3) 正本等の認正上も意気の発生 (4) 近本等の認正上も意気の発生 (4) 近本等の認正上も意気の発生 (4) 数率の発展・大きもの (4) 近本等の認正上も意気の発生 (4) 数率の必要 (4) 数率の効果を介生の助力の物理を介生の助力の物理を介生の助力の物理を介生の助力を指し、表別を多の発展が作力。又、など素地が1.2 及ぶ 可能性が振い、又、など素地が1.2 及ぶ 可能性が振い、又、など素地が1.2 及ぶ 可能性が振い、など素地が1.2 及ぶ 可能性が振い、など素地が1.2 及ぶ 可能性が振い。 などまたのよび、可能性が振い、など素地が1.2 及ぶ 可能性が振い。 などのような、はえ、乾、のみ等の発生 (4) からかりままき (4) であった。 (4) からで表別に対しままる。 (5) 連盟から対象を対象とは、また、のみ等の発生 (4) からで表別に対しままる。 (5) 連盟から対象を対象とは、表別のよりを表別に対しままるは、表別のようない、対象を表別に対します。 (5) 連盟から対象を対象としているがあまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	衛 生			吹付け石線等の番割	か付け石線等の重数				板(※)など、飛散	、飛散 _							
示に指令の対面、破損等による時勢の連曲、美気の発生     お本等の対面による異常の発生     お表のの理由に該当し、     ま変わる方。はえ、故等の発生     な本等の対面、体験の発生     など、数学の大型による異常の発生     など、数学の大型による場合の対対     など、数学の大型によるもの     など、数学の大型によるもの     など、数学の大型によるもの     など、数学の大型によるもの     など、数学の大型によるもの     など、数学の大型によるものの表面     ま物の本人が表面による異常の発生     お物のようが、はえ、数、の外等の発生     はおいるような、の場合の発生     はおいるような、の場合の発生     はおいるような、の場合の発生     はおいるような、の場合の発生     はおいるような、のの場合を表面の対象     ま変わらする。はえ、数、の外等の発生     はおいるような、の場合の発生     はおいるような、数数地内にのみ及ど     は関注に及ぼしている     は関注に及ぼしている     は関注に及ぼしている     は関注に及ぼしている     は関注に及ぼしている     は関注に及ぼしている     は関注に及び、など、数分があた。     は関注に及び、など、数分があた。     は関注に及び、など、数分があた。     は関注に及び、など、数分があた。     は関注に及び、など、数分があた。     は関注に及び、など、数分があた。     は関注に及び、など、数分があた。     は関注に及び、ない     は関注にない     は関注にない     は関注にない     は関注にない     は関注にない     は関注にない     は関注を関注を関注を定するとない     は関注を表するとない     は関注を表するとない     は関注を表するとない     は関注を表すると対理を表がまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	サルス (2) この本等の改重、在共享の企工による長のの生生	上 (1)		投備等の破損等に	2000													
展表のの意思・不法改憲による 2(2)による等の放置・不法改憲による 2(2)による等の放置・不法改憲による 2(2)による等の放置・不法改憲による 2(2)による等の放置・不法改憲による 2(3)による等の放置・不法の表の表 2(3)による時の他の音の形質な名生 動物の場合声でも他の音の形質な名生 動物の場合声でも他の音の形質な名生 動物のある声でも他の音の形質な名生 動物のある声でも他の音の形質な名生 動物のある声でも他の音の形質な名生 動物のから展すの他の音の対理 2(2)とかついた動物等による長名の発生 多数のおすみ、はえ、蛇、のみ等の発生 日本の少した動物等による長名の発生 のスーンにた動物等による長名の発生 のスーンに表動等による長名の発生 のスーンに表動等による長名の発生 のスーンに表動等による長名の発生 のスーンに表動等による長名の発生 のスーンに表動等による長名の発生 のスーンに表動等による長名の発生 のスーンに表動等による長名の発生 のスーンに表動等による長名の発生 のスーンに表動が展別では、東京の発生 のスーンに表動が展別では、東京の発生 のスーンに表動が展別では、東京の発生 のスーンに表動が展別では、東京の発生 のスーンに表動が展別では、東京の発生 のスーンに表動が展別では、東京の発生 のスーンに表動が展別である場合 を表しているが表した。 本芸のな音響が行われていないに対します。大学を表面と表面に表している場合にあいて、自該素質計画に変める建築物の形態意匠等の制限に書いく語合しない、など条例であるとは表面を表面に寄りか解除が高してあるの機能を表面にあいて、自該素質計画に変める建築物の形態意匠等の制限に書いく語合しない、など条例であることが表面と表面に示り、自然表面に表していま数 を表面の表力のようが表面に表していま数 を表面の表力のように表していま数 を表のの項目に検討する場合 本芸であったまま放置 本芸のなどのより、日本に表していま放置 本芸のなどを表面に表していま放置 本芸のなどのより、日本に表していま放置 本芸のなどのより、日本に表していま放置 本芸のなどのより、日本に表していま放置 本芸のなどのより、日本に表していま放置 本芸のなどのより、日本に表していま放置 本芸のなどのより、日本に表していま放置 本芸のなどのより、日本に表していま放置 本芸のなどのより、日本に表しないま放置 本芸のなどのより、日本に表しないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	(2) 2) 本等の規重・不法投棄による (2) 2) 本等の制重、大等の需要 (2) 在本等の指導、大等の素型 (2) 在本等の指導、大等の表型 (2) 在本等の構造、と通信等の助け (2) 性か スペルを動物が上よるもの (3) 経験物の不是が成果でよるもの (3) 経験物の不是がな影響をよるもの (3) 経験物の不是が、10 大きのが出来した。 (3) 経験物の不是が、10 大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大	害			浄化槽等の放置、破	損等による汚物の流出	更気(	 の発生										
2 (2) にみ等の放置、不法控策による	(2) たみ等の決重、不法校製工人会 (1) 立木等の公産、大法の関連、大等の発生 (1) 立木等の公産地上と会社での助け、	紙							1				判定表(1)	で80点以上を	かつ、判定表	②の項目:	設当し.	
************************************	(1) 近本等によらもの	2 (2)		1、不法投棄による	臭気の発生	気の発生							悪影響の	範囲が「中」以	以上			
大学の機能上よる名行等の対け 動物の場合すたりの目の製策な発生 動物の名が見からの目の製策な発生 動物の名が見からが重から動き上よる長気の発生 動物のよん原子の他の行物の放置による長気の発生 を数のわまずみ、はえ、致、のみ等の発生 セカーフルと動物が開迎の土地、家屋への侵入 シロアルの主発生 はよももの 2072の文量発生 関連の未設は、窓ガラスの動れ等不特定の者が容易に侵入出来る状態での はましゃの大量が指 はましゃの大量が指 はましゃの大量が指 が変 上も等の大量が出 が変 上の等の大量が出 が変 上の等の大量が出 が変 上の等の大量が出 が変 上の等の大量が出 が変 上の等の大量が出 が変 上の等の大量が出 が変 上の等の大量が出 が変 上の等の大量が出 が変 上の等の大量が出 が変 上の等の大量が出 が変 上の等の大量が出 が変 上の等の大量が出 が変 上のよるなが、 大型によった影響が出 が変 上のよるなが、 大型によった影響が出 大型を必ずで判断に至らない場合 を変している状態 [別紙3] 素製品に基づき景盤計画を演定している状態 [別紙3] 素製品に基づき景盤計画を変われいる場合において、当該景盤計画で定める建築物のお態度医等の制限に着してのも変を医等の制限に着してい、 素製品に基づき景盤計画を変われているは、 素製品に基づき景盤計画を変われている。 素製品に基づき景盤計画を変われている場合において、当該影前計画に実める建築物のお態度医等の制限に着してのも変をでの制限に着していな態 を変したがらからまできるとかれいる場合とないである。 地域で定められた最級保全に係るルールに著しく適合しない状態 単規、外変をが、外見上大きく機が出りまたを変 地域で定かられた最級保全に係るルールに基して適合しない状態 単規、外変をが、外見上大きく機が出りまな変 を対応を留めず本来の用をなない程度まで、破損、汚滅したまま放置 な木等が建築物の全態を留り相まで、破損、汚滅したまま放置 立木等が建築物の全態を習り程まで、破損、汚滅したまま放置 立木等が建築物の全態を習り程まで、破損、汚滅したまま放置 な木等が建築物のと態を習り程まで、破損、汚滅したまま放置 な木等が建築物のと態を習り程まで、破損、汚滅したまま放置 数地内にごか等が変乱、山機上とまま放置 教地内にごか等が変乱、山機上とまま放置	20	_	)	多数のねずみ、はえ、蚊等の発生														
数物の場合声子の他の音の薄架な発生 今後数地がに及ぶ 可能性が高い、又 など数型がに及ぶ 可能性が高い、又 など数型がに及ぶ 可能性が高い。又 は既に及ぼしている を数のすが、はえ、弦、のみ等の発生 他かったと動が周辺の土地、家屋への役入 してアルスを発生 アルフルン 世界・大きもの 地震 を対している状態を を対している状態を でで判断に至らない場合 カールに重しる音音を対理を マニュアル (国土交通者)におけるレベル3相当 学定表③] 「適切な管理が行われていない世界、既存の景観・関する (世帯の計画を変更を) 関係に対している状態 [別紙3] 景観かに基づき景射計画に変わる建築物の影響を変更等の制限に著しく高合しない状態 景数に主張でき景射計画を策定している場合において、当該景観計画に定わる建築物の影響を変更等の制限に著しく高合しない状態 大きもの で作物の影響を変更をつかに関係したが表もの影響を変更をつかました。 は、アルスを発生 から、地域の大きで、対している状態 (別紙3) 展報に表すさまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	数物の場合声での他の音の展案な発生 動物のふん様での他の特別な関土よる長気の発生 動物のからは実行の他の対象の技術となる。 を製力していた動物等によるもの 多数のカイカ、は入、就、のみ等の発生 セネッルト動物が周辺の土地、屋屋への接入 のアカケーを関する というのか主発生 というのか主発生 というのか主発生 というのかまた。 理解の木油は、をガラスの割れ等不特定の者が容易に使入出来ら状態での というので発生が行われていないことにより著し美観を損なっている状態[[別紙3]] 展報が上書が表現におけるいべい。 展報が上書が表現がまで理が行われていないには、既存の景勢に関する 一が、高い信息にない状態 無数法に基づき等的対象が主張の信息によって、自然表現が記念ませている場合において、当該景観計画に変める建築物のお世報度等の制限に著いる他とない、又は本例で定め ので理が行われていない信息、既存の景勢に関する 一が、高い信息にない状態 無数法に基づき等的対象が高に最近のはない状態 を対象が変更かられた景像を使いないいも場合において、当該景観計画に変める建築物のか影響度等の制限に著いる他とない、又は本例で定め ので理が行われていない信息、既存の景勢に関する をで使からかた影像を定義のが開発が三部に信息しない状態 を表現であられた影像を受いる見かに係るかい。「記念しない状態 を表現であられた影像を受いる見かに係るかい。「記念しない状態 を表現の定分の不利用がたまま放置 多数の定分の不利用に表ま放置 を対象によるが最近に表現した。 を表現の定分の不利和にまま放置 立本系が展集物の企画を表現の生まま放置 立本系が展集物の企画を表現の生まま放置 本のによるない。 教会判定表 数合判定表 教会判定表 教会内による等を教権に数当しない。 特定変象等教権に数当しない。 特定変象等教権に数当しない。 特定変象等教権に数当しない。 特定変象等教権に数当しない	で (1)	立木等による	もの									<b>────</b>					
(2) 住みついた動物等によるもの 動物の毛又は羽毛の大量の飛散 多数のおすみ、はえ、蚊、のみ等の免生 住みついた動物が周辺の土地、家屋・の侵入 シロアりの大量会生 アルス・大変の大量のは 第一次 アルス・電子 大変の大量のは 1 大変の大型では 1 大変の大型では 1 大変の大型では 1 大変の大型では 1 大変の大変を使用の影響を描きる。 1 大変の大型では 1 大変の大変を使用の影響を描きる。 1 大変を使用の影響を描きる。 1 大変を使用の影響を描きる。 1 大変を使用の影響を描きる。 1 大変を使用の影響を描きる。 1 大変を使用の影響を使用の影響を使用の影響を使用の影響を使用の影響を使用の影響を使用の影響を使用の影響を使用の影響を使用の影響を使用の影響を使用の影響を使用の影響を使用の影響を使用の影響を使用の影響を使用の影響を使用の影響を使用の表面を使用を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を	(2)住みついた動物等によらもの 参数のはずみ、はえ、致、のみ等の発生 生力・スット動物が周辺の生物、家屋への侵入 ショアリの大量や量 (3)建築物等の不適切な管理等に は多等の大量流出	放							今後動地外に及ぶ	動地内にのみ及ぶ	山間部等に	- あり動 <del>1</del> h						
参数の474、はえ、数、のみ等の発生 住みついた動物が周辺の土地、家屋への侵入 シロアが力量発生 ・	多数のはずみ、はえ、弦、のみ等の発生 住みついた動物が周辺の土地、家屋への侵入 ・コアリの大量発生 門無の本態後、窓ガラスの動札等不特定の者が容易に侵入出来ら状態での 放置 ・上が等の大量流出 ・	する					の発生	生	可能性が高い、又	など敷地外に及ぶ	外に及ぶす	可能性が						
参数の47-7。はえ、数、のみ等の発生 住みついた動物が周辺の土地、家屋への侵入 シロアリの大量発生	多数のはずみ、はえ、弦、のみ等の発生 住みついた動物が周辺の土地、家屋への侵入 ・コアリの大量発生 門無の本態後、窓ガラスの動札等不特定の者が容易に侵入出来ら状態での 放置 ・上が等の大量流出 ・	ž (2)	住みついた新	物等によるもの	動物の毛又は羽毛の	大量の飛散			は既に及はしている	川肥性が低い	極めて低い	`						
別別の大能を記している。	門間の未施度、窓ガラスの耐れ等不特定の者が容易に侵入出来ら状態での   大きもの   大きなの大量が関係をでニュアル(国土交通名)におけるレベル3相当   中変表(3)   「適切な管理が行われていないにとにより著し人景観を損なっている状態」 [別紙3]   景観法に基づき無配計画に実施したが、当該景観計画に定める建築物又は工作物の影響意度等の制限に著しく適合しない状態   景観法に基づき無配計画に実施しるとなっている場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の影響意度等の制限に著しく適合しない状態   景観法に基づき無配計画に実施地区を定めている場合において、当該景観計画に定める建築物の利息意度等の制限に著しく適合しない、文は条例で定める工作がの影響意度等の制限等に著しく適合しない、文は条例で定める工作がの影響意度等の制限等に著しく適合しない、文は条例で定める工作がの影響意度等の制限を表しない、文は条例で定める工作がの影響意度等の制限に著しく適合しない、文は条例で定める工作がの影響意度等の制限に著しく適合しない、文は条例で定める工作が表現を全に成から、小見上大き(個人だり下れたまま放置を変からから表現を全に成するよい、対象をがあり、外見と大き(個人だり下れたまま放置な不等が表現を全部がチェネの用をなない、程度まで、破損、汚倒したまま放置な不等が表現を必要が手来外の用をなない。程度まで、破損、汚倒したまま放置な不等が表現、山側したまま放置が大きない場合といった。   特定登家等候補に験当しない	が 不	,,,,,										如古士亦	de opgopg jini titer	本ともい ギュ			
別別の大能を記している。	門間の未施度、窓ガラスの耐れ等不特定の者が容易に侵入出来ら状態での   大きもの   大きなの大量が関係をでニュアル(国土交通名)におけるレベル3相当   中国・大学等の大量が、	適切				辺の土地、家屋への侵入						-	刊定表②	までで判断に	主りない場合			
議議案物石協合有建材調査マニュアル(国土交通名)におけるレベル3相当  *判定表③】 「適切な管理が行われていないことにより著し人景観を損なっている状態」【別紙3】  景観法に基づき景観計画を発定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しる造しない状態 「))適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関する 一ルルに着し、適合しない状態 ・地域で定められた景観保全に係るルールに審しく適合しない状態 ・地域で定められた景観保全に係るルールに審しく適合しない状態 ・型根、外壁等が、外見上大き(傷んだり汚れたまま放置 ・変めの窓ガラスが割れたまま放置 ・変めの窓ガラスが割れたまま放置 ・変めの窓ガラスが割れたまま放置 ・変めの窓ガラスが割れたまま放置 ・変めの窓ガラスが割れたまま放置 ・変めの窓がラスが割れたまま放置 ・変めの窓がラスが割れたまま放置 ・変めの窓がラスが割れたまま放置 ・変めの窓がラスが割れたまま放置 ・変めの窓がラスが割れたまま放置 ・変めの窓がラスが割れたまま放置 ・変めの窓がラスが割れたまま放置 ・変めの窓がラスが割れたまま放置 ・対体が原型を留めす本条の用をなない程度まで、破損、汚損したまま放置 ・対体が原型を留めす本条の用をなない程度まで、破損、汚損したまま放置 ・対体が優別的企画を優別程度まで表定 ・数地内にごみ等が散乱、山橋したまま放置 ・対定表③で判断に至らない場合	注義物の存储含有達材調査マニュアル(国土交通名)におけるレベル3相当   判定表3]   「遊切な管理が行われていないことにより着し(景観を損なっている状態] [別紙3]   景観元 基づき景観計画と策とでしている場合において、当該景観計画に定める建築物の影態意匠等の制限に著し返金しない状態   景観元 基づき景観計画を発定している場合において、当該最市計画に定める建築物の影態意匠等の制限に著し返金しない状態   一ルに著し(適合しない状態   一地で著しく適合しない状態   一地で変められた景観を全に係るルールに著し(適合しない状態   地域で変められた景観を全に係るルールに著し(適合しない状態   地域で変められた景観を全に係るルールに著し(適合しない状態   地域で変められた景観を全に係るルールに著し(適合しない状態   地域で変められた景観を全に係るルールに著し(適合しない状態   地域で変められた景観を全に係るルールに著し(適合しない状態   地域で変められた景観を全に係るルールに著し(適合しない状態   地域で変められた景観を全に係るルールに著し(適合しない状態   地域で変められた景観を全に係るルールに著し(適合しない状態   地域で変められた景観を全に係るルールに著し(適合しない状態   地域で変める形態意匠等の制限に著し(適合しない、又は条例で定める工作物の影響産匠等の制限に著し(適合しない、又は条例で定める工作物の影響産匠等の制限に著しく通合しない状態   地域で変める影響を変しない状態   地域で変める単位を表もしない状態   地域で変める単位である。 地域で変める単位である。 地域で変める単位である。 地域で変める単位である。 地域で変める単位である。 地域に表もである。 地域で変める単位で表も、対域で変も、対域に表もしない場合	N -			門屋の夫施錠 窓ガ	ラスの割れ等不特定の者	が容	易に侵入出来る状態での	-									
※選案物石崎含有達材調査マニュアル(国土交通名)におけるレベル3相当  「適切な管理が行われていないことにより著し人景観を損なっている状態」【別紙3】  「意切な管理が行われていない治果、既存の景観に関する レールに著しく適合しない状態  「製造に基づき素針計画に実動が配き変更であり限に変しる建築物のな工作物の形態意匠等の制限に著しる合しない状態  「対応切な管理が行われていない結果、既存の景観に関する レールに著しく適合しない状態  「地域で変かられた景観保全に係るルールに著し(適合しない状態  「地域で変かられた景観保全に係るルールに著し(適合しない状態  「地域で変かられた景観保全に係るルールに著し(適合しない状態  「型根、外壁等が、外見上大きく傷んだが形れたまま放置  「多数の窓ガラスが割れたまま放置  「本が保護を留めず本来の用をなない程度まで、破損、汚損したまま放置  立本等が建築物の全面を優う程度まで策茂  教地内にごみ等が散乱、山積したまま放置  「神定表③で判断に至らない場合  「神定表③で判断に至らない場合	理案物名師含有建材調査マニュアル(国土交通省)におけるレベル3相当  判定表③】  「適切な管理が行われていないことにより著し人景観を損なつている状態」【別紙3】  景観法に基づき機計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態  景観法に基づき物制が高と変わている場合において、当該新市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、以は条例で定める工作物の形態意匠等の制限に著しる合とない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等の関係等に割し、適合しない状態  歴現、外理等が、外見上大き(集んだり汚れたまま放置  多数の窓ガラスが割れたまま放置  変なの窓ガラスが割れたまま放置  本なが悪色を留めずま来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置  立木等が建築物の全面を覆り程度まで業茂  敷地内にこみ等が敬乱、山積したまま放置  料定表③で判断に至らない場合  総合判定表  特定空家等候補に験当する  特定空家等候補に験当しない	4   上る	建築物等の7  もの	下適切な管理等に	放置													
判定表③]  「適切な管理が行われていないことにより著し人景観を損なっている状態」【別紙3】   景観法に基づき景観計画に乗送した。   一部では、	判定表③】 「適切な管理が行われていないことにより著し人景観を損なつている状態」【別紙3】  最製法に基づき素制計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著して適合しない状態 一川に著し、適合しない状態  型域で定められた景観保全に係るルールに審し、適合しない状態  型域、アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・		物石綿含有建	対調査マニュアル		レベル3相当			1		1							
「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」【別紙3】	「適切な管理が行われていないに上により著しく景観を損なっている状態」【別紙3】  景観法に基づき素観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態  景観法に基づき素制計画、景観地区を定めている情合において、当該新市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限で書し、適合しない、状態  地域で定められた景観保全に係るルールに奉し、通合しない状態  歴想、外受等が、外見上大きく傷んが万れたまま放置  多数の窓ガラスが割れたまま放置  変数の窓ガラスが割れたまま放置  並木等が建築物の全面を覆う程度まで、破損、汚損したまま放置  な木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂  敷地内にこみ等が散乱、山横したまま放置  料定数③で判断に至らない場合  総合判定表】  総合判定  特定空家等候権に該当する  特定空家等候権に該当する  特定空家等候権に該当しない																	
1)適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関する レールに著しく適合しない状態	1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関する 一川に著し、適合しない状態 一川に著し、適合しない状態 一川に著し、適合しない状態 会工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態 表現法に基づき景観計画を実定している場合において、当該景観計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態 がなて変わられた景観家と「概念した。日本語の「大きな、日本語の「大きな	【判定	表③】															
1)適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関する レールに著しく適合しない、対象 レールに著しく適合しない、対象 レールに著しく適合しない、対象 がで変められた景観保全に係るルールに著しく適合しない、状態 地域で変められた景観保全に係るルールに著しく適合しない、状態 地域で変められた景観保全に係るルールに著しく適合しない、状態 型根、外壁等が、外見上大きく傷んだり汚れたまま放置 多数の変打ラスが割れたまま放置 者板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置 立本等が建築物の全面を覆り程度まで業茂 敷地内にこみ等が散乱、山横したまま放置 判定表③で判断に至らない場合	1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関する 一ルに著し、通合しない状態	「適ち	切な管理が行	うわれていない。	ことにより著しく景観	を損なっている状態」【	別約	£3]										
レールに著しく適合しない状態	コールに著して適合しない状態 おなで定められた景観保全に係る他しない状態 地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態 地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態 と						~~~~											
型根、外壁等が、外見上大きく傷んだり汚れたまま放置 多数の窓ガラスが割れたまま放置 多数の窓ガラスが割れたまま放置 を放り原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置 立 木等が建築物の全面を覆う程度まで業茂 数地内にごみ等が数乱、山横したまま放置    製定表③で判断に至らない場合	屋根、外壁等が、外見上大きく傷んだり汚れたまま放置 多数の窓ガラスが割れたまま放置 容板が悪性を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置 立木等が建築物の全面を覆り程度まで繁茂 数地内にこみ等が数乱、山横したまま放置 <b>料定表③で判断に至らない場合</b> 総合判定 参				既存の景観に関する	景観法に基づき都市計画 る工作物の形態意匠等の	動に舞り制作	景観地区を定めている場合 限等に著しく適合しない状!	計において、当該都市計画 態	iに定める建築物の形態だ	献匠等の制限!	こ著しく適合し	ない、又は条例	列で定め				
2)その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と客しく不調 智板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置 立 木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂 敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置   <b>製定表③で判断に至らない場合</b>	多数の窓ガラスが割れたまま放置   多数の窓ガラスが割れたまま放置   音板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置   立木等が建築物の全面を覆り程度まで繁茂   数地内にこみ等が散乱、山積したまま放置   判定表③で判断に至らない場合   総合判定表]   特定空家等候補に該当する   特定空家等候補に該当する   特定空家等候補に該当しない					地域で定められた景観保	(全に	:係るルールに著しく適合し	ない状態						判定表③の	項目に該当	する場合	<u></u>
2)その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調 電板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置 立 木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂 敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置   製定表(3)で判断に至らない場合	2)その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著し不調 「春板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置 立 木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂 敷地内にこみ等が散乱、山積したまま放置 <b>料定表③で判断に至らない場合</b> 総合判定 特定空家等候補に該当する 特定空家等候補に該当しない								t									
日本状態 自他が呼返を留めり キャベルでならないをはまり、物質、万様にたままの値 立本等が整整物の全部を優見様まで繁秀 数地内にごみ等が数乱、山横したまま故置 「神定表③で判断に至らない場合	位成が原産を留の9 キャボの付きならい、100 株 1 万貨によまる値   立木等が建築物の全面を覆う程度まで集茂   数地内にごみ等が散乱、山根したまま放置   判定表③で判断に至らない場合   総合判定   特定空家等候補に酸当する   特定空家等候補に酸当しない	(2)その	他、以下のよ	うな状態にあり、周	囲の景観と著しく不調				10 710: 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
敷地内にごみ等が散乱、山横したまま放置 判定表③で判断に至らない場合 総合判定表]	数地内にごみ等が散乱、山横したまま放置     判定表③で判断に至らない場合   総合判定表   特定空家等候補に設当する   特定空家等候補に設当しない								損、汚損したまま放置 									
総合判定表	総合判定表] ************************************																	
総合判定表	総合判定表] ************************************								判定表③で判断(	こ至らない場合				1				
でによみず状態に飲引する でんこかず状態に飲用しない			判定表】		松中か幸	<b>安保持/</b>		•	v		油厂器平	かい						
	判断理由		判完									-ov,		1				
	判断理由	N6 II	判定		TACES.	寺趺僧に放当りる			l									

特定空家等候補判定表【チェックシート	,	١
付足 全 多 寺 候 梱 刊 足 衣 ( ナエツソンー (	٦.	ı

日付 記入者

【判定表①】 整理						整理番号 空家等の位置												
							(A)現状における損傷等の程度						)悪影響範囲(	系数	(C)項目別点数	(D)最高点数		
Гэ	「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」			該			1	員傷等の程度			今後敷地外 (※1) に及	敷地内にの	山間部等に		(0) = +			
	川紙		が対象を含い	床女上    陳とは句のて4100の句人形	il	当なし	小	一部に傾斜や損 傷等があり、簡易 な修理、養生を要 するもの	中	数ヶ所該当する場合や傾斜が著しいなど大規模な修理を要するもの	大	変形等が著しく崩 壊等の危険がある もの	ぶ可能性が 高い、又は 既に及ぼし ている (2.0)	教地外に及	あり敷地外 に及ぶ可能 性が極めて 低い (0.5)	(A)×(B)	(C)の内、 グループ 項目で最も 高い点数	(E)総得点
П	^			基礎に不同沈下	_								(2. 0)	(1.0)	(0.0)			
1	1	イ 著しい傾斜等	ř	柱が傾斜	(a)		25		50		100			<b> </b>		<b></b>	(a)	
建築物	建築物			基礎が破損又は変形														
物	物		(イ)基礎及び土 台	土台が腐朽又は破損	(b)		25		50		100					<u> </u>	(b)	
著	倒	上主要な部分	П	基礎と土台のずれ											***************************************		İ	
しく	壊等	の損傷等	(ロ)柱、はり、筋	柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形	(c)		25		50		100						(c)	
保安			かい、柱とはり の接合等	柱とはりのずれ	(6)		25		50		100						(C)	
安上危険となるおそ	2			屋根が変形														
険	آ			屋根ふき材の剥落													[	
とな	) 屋 根	(イ)屋根ふき材、ひさし又は軒		軒の裏板、たる木等の腐朽	(d)		15		25		50						(d)	
るセ	外			軒のたれ下がり	<u> </u>												]	
そ	外壁等			雨樋のたれ下がり														
	の			壁体を貫通する穴	(e)						] ]							
	脱落・	(ロ)外壁		外壁仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損による下地 材の露出			15		25		50						(e)	
	飛散			外壁のモルタルやタイル等の外装材の浮き														
	等			看板仕上げ材料の剥落	J L												ļ	
		(ハ)看板、給湯詰	₽備. 屋 ト水槽	看板、給湯設備、屋上水槽等の転倒														
		等	× 310 × 12=-7 · 12	看板、給湯設備、屋上水槽等の破損又は脱落	(f)		15		25		50					ļ	(f)	
				看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分の腐食														
		(-)開放眺訊力:	+ 1511.77	屋外階段、バルコニーの腐食、破損又は脱落	(g)		15		25		50						(g)	
	(二)屋外階段又はバルコ		a, ハレコニー	屋外階段、バルコニーの傾斜	(87		2		20		00						(R)	
	(未)門又は塀 門、塀のひび割れ、破損 門、塀の傾斜			門、塀のひび割れ、破損	(h)		15		25		50						(h)	
			門、塀の傾斜	100		13		20		00						(1)		
2. ‡	2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれ		となるおそれ	携壁のひび割れ等 (「宅地携壁老朽化判定マニュアル(案)」の 危険度評価区分による)	(i)		25		50		100						(i)	

【判定表②】

	そのまま物帯すれば薬し	衛生上有害となる恐れのある状態」【別紙2】	該	悪影響の範囲						
Γą		開生工行音となる心がのるべんと17mmと1 保全を図るために放置することが不適切である	当なし	大	中	小				
衛生		吹付け石綿等の飛散								
上有	(1)建築物又は設備等の破 損等によるもの	浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生								
書		排水等の流出による臭気の発生								
別紙	(2)ごみ等の放置、不法投	臭気の発生								
2	棄によるもの	多数のねずみ、はえ、蚊等の発生								
その	(1)立木等によるもの	立木等の倒壊、枝等の散乱								
他	(1)立木寺によるもの	立木等の越境による通行等の妨げ								
放置		動物の鳴き声その他の音の頻繁な発生								
する		動物のふん尿その他の汚物の放置による臭気の発生								
2	(と)エットングラニ美ががまたの	動物の毛又は羽毛の大量の飛散								
が	るもの	多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等の発生								
不適		住みついた動物が周辺の土地、家屋への侵入								
切		シロアリの大量発生								
別 紙 4	(3)建築物等の不適切な管理等によるもの	門扉の未施錠、窓ガラスの割れ等不特定の者が容易に侵入出 来る状態での放置								
_	理寺によるもの	土砂等の大量流出								

- / ※下記1~5のいずれかに該当する場合、 「特定空家等」と判断する。
- 1.【判定表①】の点数が100点以上
- 2. 【判定表①】の点数が80※点以上かつ 【判定表②】の悪影響範囲が「中」以上
- 3. 【判定表②】の悪影響範囲が「大」
- 4.【判定表③】で、いずれかの項目に該当
- 5. 総合的に判断し、該当すると判断したもの
- (注)複数項目が該当する可能性があるため、 【判定表①】~【判定表③】は全て 確認すること。

【判定表③】

【刊足衣③】							
「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」【別紙3】							
	景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態						
(1)適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関する ルールに著しく適合しない状態	景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著し、適合しない状態	する / しない する / しない					
	地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態	する / しない					
	屋根、外壁等が、外見上大きく傷んだり汚れたまま放置	する / しない					
	多数の窓ガラスが割れたまま放置	する / しない					
(2)その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調 和な状態	看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置	する / しない					
	立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂	する / しない					
	敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置	する / しない					

【総合判定表】

	X.1	
総合判定	特定空家等候補に該当する	特定空家等候補に該当しない
判断理由		

### 印西市空家等対策計画

令和2 (2020) 年3月 印西市都市建設部建築指導課 〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2

電 話:0476-42-5111